



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B2巻 家電製造

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B2 卷 家電製造

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B2 巻 家電製造

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

家電製造

産業に関する記述

「家電製造」産業には、家電及び工具の設計及び製造に関わる企業が含まれる。この産業は世界中で製品を販売及び製造しており、主として小売拠点を通じて消費者に製品を販売している。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
製品ライフサイクルにわたる環境上の影響 (impacts)	ENERGY STAR®プログラムにエネルギー効率認証に関する認証を受けた適格製品から生じた売上高の割合	定量	売上高のパーセンテージ(%)	CG-AM-410a.1
	米国家電製品協会 (AHAM) のサステナビリティ基準の認証を受けた適格製品の割合	定量	売上高のパーセンテージ(%)	CG-AM-410a.2
	製品の使用終了 (end-of-life) の際の影響 (impacts) を管理するための取組み (efforts) の記述	説明及び分析	該当なし	CG-AM-410a.3

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
年間生産量 ²	定量	ユニット数	CG-AM-000.A

² CG-AM-000.Aに関する注記 – 生産量は、製品カテゴリーごとに、生産ユニット数として開示しなければならない。その場合、関連する製品カテゴリーには小型家電及び大型家電を含める場合がある。

製品ライフサイクルにわたる環境上の影響 (impacts)

トピックサマリー

「家電製造」産業の企業は絶えず、自社の製品を競合他社の製品から差別化しようとしている。主要な差別化要因の一つは、製品のライフサイクルにわたる環境上の影響 (impacts) であり、これは家電の使用に係るコストに関連することが多い。この課題には、製品の製造及び使用から廃棄までのライフサイクル全体に留意して設計する企業の能力を必要とする。特に、これは、家庭のエネルギー及び水の使用量の大部分を占める家電のエネルギー及び水の効率、並びに使用終了 (end-of-life) の際の安全な廃棄及びリサイクルのための設計とその促進を含む。環境上の影響 (impacts) の改善を伴う製品の設計及び製造を優先する企業は、消費者の需要を高め、市場シェアを拡大する可能性が非常に高い。さらに、製品の環境上の影響 (impacts) を最小化することができる企業は、拡大生産者責任などの分野に関する規制の拡大に対して優位に立つ可能性が非常に高い。

指標

CG-AM-410a.1. ENERGY STAR®プログラムにエネルギー効率認証に関する認証を受けた適格製品から生じた売上高の割合

- 1 企業は、米国環境保護庁 (EPA) の ENERGY STAR®プログラムにエネルギー効率認証に関する認証を受けた適格製品から生じた売上高の割合を開示しなければならない。
 - 1.1 企業は、適用可能な認証の要件を満たす製品から生じた売上高について、それぞれの認証ごとに、認証に適格な製品から生じた総売上高で除して上記の割合を計算しなければならない。
 - 1.1.1 適格製品は、ENERGY STAR®認証が存在する製品カテゴリーにおける製品であり、次の機器及び空気清浄機、衣類乾燥機、洗濯機、除湿機、食器洗浄機、冷凍庫、冷蔵庫、空調、ボイラー、ダクトレス冷暖房、炉、ヒートポンプ、換気扇等の冷暖房製品カテゴリーを含むが、これらに限定されない。
 - 1.2 企業は、ENERGY STAR®認証の要件を満たす製品から生じた売上高を ENERGY STAR®認証に適格な製品から生じた総売上高で除して上記の割合を計算しなければならない。
- 2 開示の範囲には、適用可能な ENERGY STAR®認証要件の最新バージョンの要件を満たす製品を含める。
 - 2.1 ENERGY STAR®の旧バージョンの認証要件の認証を受けた製品がある場合、これに関する情報を開示しなければならない。その情報には、製品がどのバージョンの認証を受けているか、当該バージョンの認証を受けた製品数の内訳、及び最新バージョンの認証要件に準拠した認証を達成するためのスケジュールを含む。
- 3 企業は、企業が製品を販売する各法域に関して、適用可能な認証プログラムを開示しなければならない。

CG-AM-410a.2. 米国家電製品協会（AHAM）のサステナビリティ基準の認証を受けた適格製品の割合

- 1 企業は、米国家電製品協会（AHAM）のサステナビリティ基準の認証を受けた適格製品から生じた売上高の割合を開示しなければならない。
 - 1.1 適格製品は、AHAM のサステナビリティ基準の範囲で対処されるものである。
 - 1.2 企業は、AHAM のサステナビリティ基準の認証を受けた製品から生じた売上高について、AHAM のサステナビリティ基準の認証に適格な製品から生じた売上高で除して上記の割合を計算しなければならない。
- 2 開示の範囲には、以下の AHAM のサステナビリティ基準の認証を受けた製品を含めるが、それらに限定されない。
 - 2.1 ANSI/AHAM 7001.2-2015：家庭用冷蔵庫機器のサステナビリティ基準
 - 2.2 AHAM 7002-2014：家庭用ポータブル・フロアケア機器のサステナビリティ基準
 - 2.3 ANSI/AHAM 7003-2016：家庭用洗濯機のサステナビリティ基準
 - 2.4 ANSI/AHAM 7004-2018：家庭用調理機器のサステナビリティ基準
 - 2.5 ANSI/AHAM 7005-2017：家庭用衣類乾燥機のサステナビリティ基準
 - 2.6 ANSI/AHAM 7006.2-2018：家庭用室内空調機器のサステナビリティ基準第 2 版
 - 2.7 AHAM 7007-2017：家庭用電子レンジのサステナビリティ基準
 - 2.8 AHAM 7008-2018：家庭用除湿器のサステナビリティ基準
- 3 AHAM のサステナビリティ基準の範囲の追加又は更新があるか、それにより適格製品が対処された場合（又はこの両方の場合）は、本開示の範囲の追加となる。

CG-AM-410a.3. 製品の使用終了（end-of-life）の際の影響（impacts）を管理するための取組み（efforts）の記述

- 1 企業は、自社の製品の使用終了（end-of-life）の際の影響（impacts）を管理するための自社の取組み（efforts）について記述しなければならない。これには、化学物質及びその他の製品コンポーネント（毒性重金属（例：水銀、カドミウム）、硬質ポリマー、冷媒及びその他の金属（例：鉄鋼及びアルミニウム）を含むが、これらに限定されない）の安全かつ適切な廃棄又はリサイクルに関する取組み（efforts）を含む。
- 2 企業は、自社の取組み（efforts）の範囲を記述しなければならない。これには、どの製品カテゴリー、事業セグメント又は営業地域（又はこれらの複数のもの）に関連するかを含む。
- 3 企業は、以下のような、使用終了（end-of-life）の際の考慮事項を自社の製品の設計にどのように組み込むかについて説明しなければならない。
 - 3.1 既存のリサイクルのためのインフラで容易かつ一般的にリサイクル可能な材料の使用
 - 3.2 有害物質又は廃棄の際に別の方法で環境被害をもたらす場合がある物質（例：オゾン破壊係数又は地球温暖化係数（global warming potential）（又はこの両方）を有する冷媒）の使用をやめること又は最小化すること

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 3.3 分解しやすい製品を設計すること（すなわち、一般的に入手可能な工具を用いて、製品を容易に、迅速に、かつコスト効率よく分解できるように製品を設計すること）
- 3.4 分解及びリサイクルを促進するため、製品及びそのコンポーネントである材料を適切に表示すること
- 4 企業は、拡大生産者責任（EPR）の取組みへの参加について、以下の側面を含めて説明しなければならない。
 - 4.1 企業自身が製品の引取り、回収及びリサイクルを直接実施するかどうか、又は、共同支配企業を通じて、小売業者その他とのパートナーシップを通じて、若しくはリサイクル技術に関する研究に資金を提供することによって、製品の回収及びリサイクルのためのインフラを支援するかどうか
 - 4.2 当該取組みが自主的なものか強制的なもの（例：欧州連合（EU）の電気電子機器廃棄物(WEEE)に関する指令 2012/19/EU や、日本の家電リサイクル法の準拠を維持することを目的とするもの）か
 - 4.3 回収した材料の総量及びリサイクルした材料の総量といった、当該取組みにおける関連するパフォーマンスの測定値又は目標